

H 2 9 秋季地方ブロック土木部長会議

議題「インフラメンテナンスや国土強靱化の推進について」

総合政策局 公共事業企画調整課

1. 推進状況

○インフラメンテナンスをめぐる最近の動き

- ・社会資本メンテナンス戦略小委員会（第3期）の発足
- ・公共施設等総合管理計画の策定状況
- ・インフラメンテナンス国民会議（地方フォーラムの展開）
- ・アセットマネジメント協会への入会について

○国土強靱化をめぐる最近の動き

- ・基本計画の見直し
- ・地域計画の策定状況
(地域計画の良い事例…和歌山県、札幌市)

2. 課題

○インフラメンテナンス

- ・公共施設等総合管理計画において今後の維持管理・更新にかかる費用が明確になっていない計画が多い。

○国土強靱化

- ・市区町村の地域計画の策定が伸び悩んでいる。
- ・事業内容や事業規模が必ずしも明確ではない計画が見られる

3. 論点

○インフラメンテナンス

- ・維持管理・更新の費用を把握するため、国でマニュアル等の策定を予定しているが、個別施設計画について国のマニュアル等の方針に沿って策定する上での課題はあるか？
- ・市区町村の個別施設計画の策定を支援することについて、どのような課題があるか？

○国土強靱化

- ・策定済みの都道府県強靱化計画を見直し、事業規模が見える計画への改訂に向けて、国の基本計画の見直しと同時に進めるうえでの課題はあるか？
- ・市区町村における地域計画の策定を促進するため、国や都道府県はどのような取り組みを行うべきか？

平成29年9月26日

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会
社会資本メンテナンス戦略小委員会（第3期）について（案）

社会資本整備審議会
交通政策審議会技術分科会 技術部会

1. 経緯

国土交通省では、平成24年7月に国土交通大臣から社会資本整備審議会及び交通政策審議会（以下、「審議会」という）に、「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」の諮問が行われた。本諮問を受け、審議会は、同年同月に社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会（以下、「技術部会」という）にこれを付託し、更に技術部会では、社会資本メンテナンス戦略小委員会（以下、「小委員会」と言う）を設置して、これまで18回にわたり調査審議を進め、以下の答申・提言をとりまとめた。

- ・平成25年12月 「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」答申
- ・平成26年8月 「民間資格の登録制度の創設について」提言
- ・平成27年2月 「市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を目指して」提言
「社会資本のメンテナンス情報に関わる3つのミッションとその推進方策」提言

国土交通省では平成25年をメンテナンス政策元年と位置付け様々な取組を進めてきたところであるが、的確な維持管理に向けて体制や予算等の見通しを持つことが出来ず社会資本の管理責任を果たせなくなるおそれのある市町村も未だ多いと想定される。

このため、メンテナンス政策元年から5年が経過するのにあたり、施策の進捗や市町村の動向等を把握してこれまでの取組のレビューを行うとともに、今後の取組の方向性について検討を行う。

2. 主な検討事項

- ・これまでの取組のレビュー
 - 1) 市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制
 - 2) 社会資本のメンテナンス情報
 - 3) 民間資格の登録制度
 - 4) 答申以降の国土交通省や地方自治体の取組等の動向
- ・今後の取組の方向性

3. 審議のスケジュール

平成29年度内にはこれまでの取組のレビューを行い、平成30年度以降、今後の取組の方向性について検討を行う。

社会資本メンテナンス戦略小委員会の経緯

平成 24 年

7 月 31 日 社会資本メンテナンス戦略小委員会 設置

平成 25 年

1 月 30 日 緊急提言「本格的なメンテナンス時代に向けたインフラ政策
の総合的な充実」

5 月 30 日 中間答申「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」

10 月 4 日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議の設置

11 月 29 日 インフラ長寿命化基本計画 策定

12 月 25 日 答申「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」公表

平成 26 年

4 月 16 日 社会資本メンテナンス戦略小委員会（第 2 期）開催
（以下の 4 つのテーマについて検討）

- ・点検・診断に関する資格制度の確立
- ・維持管理を円滑に行うための体制、地方公共団体等の支援方策
- ・維持管理・更新に係る情報の共有化、見える化
- ・メンテナンス技術の国際化

4 月 22 日 公共施設等総合管理計画策定の要請（総務省）

5 月 21 日 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画） 策定

8 月 22 日 緊急提言「民間資格の登録制度の創設について」の公表

平成 27 年

2 月 27 日 「市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を
目指して」の公表
「社会資本のメンテナンス情報に関わる 3 つのミッションと
その推進方策」の公表

平成 28 年

2 月 29 日 社会資本整備審議会・交通政策審議会 第 17 回技術部会
「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」（答申）
のフォローアップと報告

平成 29 年

3 月 31 日 公共施設等総合管理計画策定率 98%を達成

今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申の概要

主旨 維持管理・更新に関する現状と課題を踏まえ、今後目指すべき社会資本の維持管理・更新の方向性、戦略的な維持管理・更新に関する基本的な考え方及び国土交通省等が重点的に講ずべき具体的施策に関して、技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会（平成24年7月設置）において審議し、取りまとめたもの。

第1章 維持管理・更新の現状と課題

- 社会経済情勢とこれまでの取組
- 国土交通省所管施設の実態と課題
- これまでの維持管理・更新に関する技術的進歩の推移と課題

第2章 今後目指すべき社会資本の維持管理・更新の方向性

- ・国民の安全、社会経済活動を支えている社会資本の維持管理・更新の重要性
 - ・社会資本の維持管理・更新に重点をおいた体制の構築
- ・幅広い分野に及び性質が異なる社会資本の条件を考慮した課題の検討
 - ・国民と一体となった社会資本の維持管理への取組の実現

第3章 戦略的な維持管理・更新に関する基本的な考え方

社会資本によって人々にもたらされる恩恵が次世代へも適切に継承されるよう、今後目指すべき**10の基本的な考え方**を整理

- 国の責務
- 国民の理解と協力の促進
- 社会資本としての役割を持続的に発揮させるための維持管理・更新
- 安全・安心を確保するための維持管理・更新
- 豊かな暮らし・環境や活力ある経済社会を実現するための維持管理・更新
 - 分野横断的な連携、多様な担い手との連携

第4章 戦略的な維持管理・更新のために重点的に講ずべき施策

現在直面している課題を克服するために**国土交通省等が重点的に講ずべき具体的施策を提言**

2. 維持管理・更新をシステムチックに行うための取組

- 維持管理・更新への「戦略的メンテナンス思想」の導入
- 維持管理・更新をシステムチックに行うための業務プロセスの再構築
- 長期的視点に立った維持管理・更新計画の策定
- 維持管理・更新に係る予算確保
- 維持管理・更新に軸足を置いた組織・制度への転換
- 施設の点検・診断、評価、設計及び修繕等を適切に実施するための技術者・技能者の育成・支援、資格制度の確立

1. 施設の健全性等を正しく着実に把握するための取組

- 全ての施設の健全性等を正しく着実に把握するための仕組みの確立
- 維持管理・更新に係る情報の収集・蓄積とカルテの整備
- 施設の健全性等及びその対応方針の国民への公表と国民の理解と協力促進

- 3. 維持管理・更新の水準を高めるための取組
 - 効率的・効果的な維持管理・更新のための技術開発等
 - 分野や組織を超えた連携と多様な主体との連携等
 - 地方公共団体等への支援
 - 地方公共団体等が円滑に維持管理・更新を行うための枠組みの提示

主旨

社会資本のメンテナンスに関する民間資格の登録制度の創設について、速やかに講じるべき措置の内容及び今後の検討課題について、緊急提言としてとりまとめたもの。

1. 資格制度を取り巻く現状と課題

- (1) 答申・法律等における資格制度の方向性
- (2) 地方公共団体における資格制度の活用状況
- (3) 点検・診断等に関する既存資格の現状
- (4) 点検・診断等の資格に関する課題
 - ・現在、様々な民間資格の技術内容・水準を評価する仕組みがない

2. 目指すべき資格制度

- 国土交通省は必要とする知識・技術水準を明らかに示す。
- 社会資本の維持管理に関する様々な民間資格を評価し、技術水準が確保された資格の活用を図るため、以下の方向で資格制度を構築。
 - (1) 法令・基準等に基づき確実に点検・診断等が実施できる技術者の確保
 - (2) 点検・診断等の発注業務単位と連動した資格制度
 - (3) 最新の点検・診断技術等を修得した技術者を評価する資格制度

3. 資格制度の対象とする施設等

- (1) 対象施設
 - ・当面検討を急ぐ所管施設から検討を進め、段階的に拡充を図る。
- (2) 対象業務
 - ・維持管理に関する一連の業務(点検、診断、補修設計等)において、民間事業者以外注を行っている業務で、当面検討を急ぐものから検討を進め、段階的に充実を図る。
- (3) 対象業務の技術水準
 - ・一般的な施設の点検・診断等の業務の実施にあたり、通常必要とする技術水準を検討の対象とする。
- (4) 対象技術者のレベルに応じた評価
 - ・技術者(管理技術者、担当技術者)のレベルに応じた知識・技術の明確化。

4. 民間資格の登録要件等

- (1) 民間資格の登録要件の設定等
 - ①登録区分は標準的な発注業務単位を勘案する
 - ②一定の登録期限(概ね5年程度)を設ける
 - ③登録にあたっての確認事項
 - ・団体の運営管理体制
 - ・資格付与試験等で求める技術的事項
 - ・資格取得後の更新規定
 - ・資格試験等の運営・審査体制
 - ・資格取得者の管理体制
 - ・資格の消除規定
- (2) 民間資格の登録後の運用
 - ①申請内容に変更が生じた場合の報告の聴取
 - ②資格の運営状況を定期的に把握
 - ③登録要件を満たさなくなった場合等における登録の取消

5. 民間資格の評価・登録のプロセス

- (1) 登録要件並びに点検・診断等に必要な知識・技術の明確化
- (2) 民間資格を対外的に広く募集(公募)
- (3) 第三者の意見を踏まえた民間資格の評価・登録
- (4) 登録資格を広く周知(公示)
- (5) 登録された民間資格の積極的な活用

6. 今後の更なる検討に向けて

- (1) 今回の検討対象以外の施設分野・業務分野への対応
- (2) 施設・業務の分野横断的な資格への拡充、分野間の連携・調整
- (3) 資格取得を通じたスキルアップの仕組みの構築
- (4) 行政職員の能力向上
- (5) 新たな資格の創設
- (6) 維持管理以外の業務範囲への展開等

市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を目指して 概要

市町村が施設管理者としての責務を果たすための、持続的な維持管理体制の確立に向けて、国、都道府県等による市町村支援の今後の方向性と具体的施策をとりまとめ

【1. 市町村を取り巻く現状と課題】

(1) 市町村を取り巻く維持管理の現状

- 今後、高度成長期以降に降に整備された社会資本が急速に老朽化
- 法令・基準類の整備に伴う、維持管理の責務の具体化・明確化

(2) 的確な維持管理を実施する上での課題

- 市町村は人員面、技術面、財政面での課題が存在
- 一部市町村において社会資本の管理責任を果たせないおそれが懸念

【2. 支援の基本的な考え方と検討の方向性】

(1) 支援の基本的な考え方

- ① 市町村が施設管理者としての責務を果たすことができる仕組みの構築
- ② なお不足する部分について国、都道府県等が役割を踏まえ対応

(2) 検討の方向性

＜総力戦による支援体制構築＞

- ① 人員、技術力に課題が多い市町村の体制強化
- ② 国や都道府県等による技術的支援

※この方向性は、市町村の人員・技術力が課題となっている社会資本分野を想定しているが、それ以外の主体・分野にも参考となる。

人員・技術力・財政が不足している市町村の維持管理体制に知恵・人・技を緊急投入（持続的な維持管理体制を実現）

【3. 具体的施策】

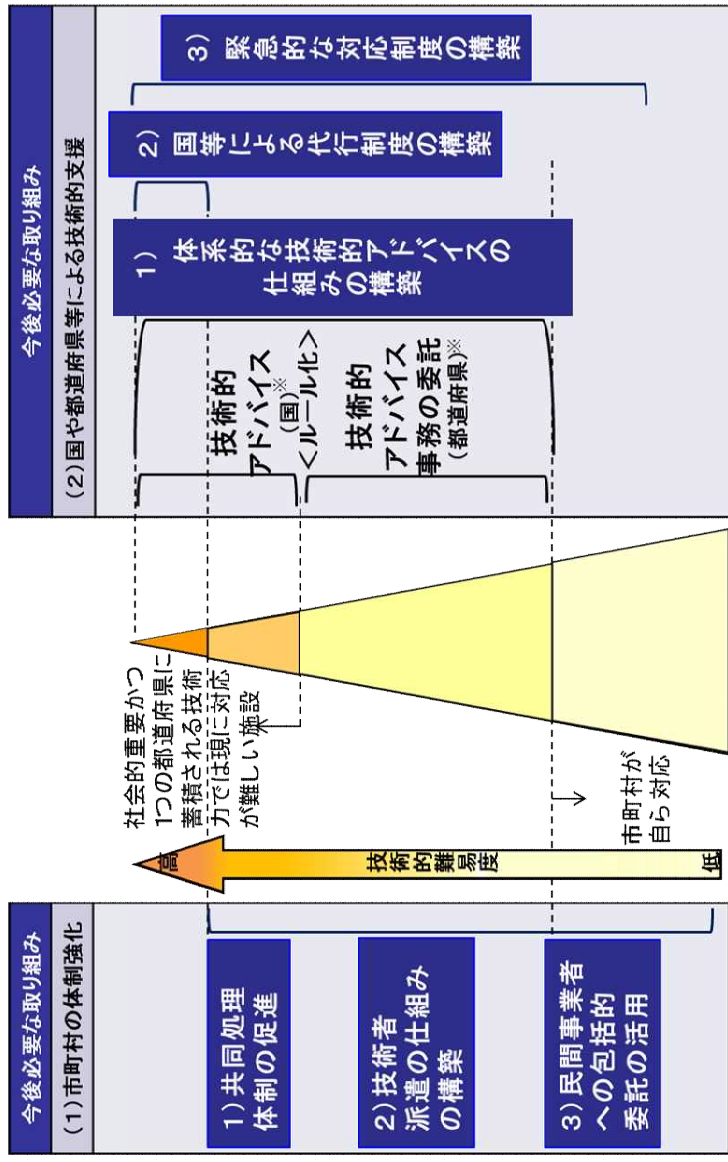
(1) 市町村の体制強化

- 1) 共同処理体制の促進
 - ・ 点検・診断、修繕工事等における共同処理の取組の実施と全国での普及
- 2) 技術者派遣の仕組みの構築
 - ・ 保有資格、経験等を明らかにする技術者登録制度の検討
 - ・ 民間企業等の技術レベル等をあらかじめ評価し、市町村による民間企業等の選定に資する仕組みを検討
 - ・ 技術者の活用に対する国からの経費の支援を検討
- 3) 点検・診断、補修・修繕の民間事業者への包括的委託の活用
 - ・ 従来行政が担ってきた事務の一部について、民間等の技術力を活用
 - ・ 点検・診断から補修・修繕までの包括的委託等を推進

(2) 国や都道府県等による技術的支援

- 1) 体系的な技術的アドバイスの仕組みの構築
 - ・ 市町村に対する技術的アドバイスについて、対応する手順等のルール化
 - ・ 都道府県や所管団体、民間企業の活用等による体制強化の仕組み構築
 - ・ 市町村に対して技術的支援を実施する専門組織の構築
- 2) 点検・診断、補修・修繕に関する国等による代行制度の構築
 - ・ 点検・診断から修繕設計・工事等まで一貫できる代行制度の仕組みを構築
- 3) 緊急的な対応制度の構築
 - ・ 緊急時に、国が技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、組織・財源措置等の必要な制度を構築

＜国と都道府県の役割の考え方＞



※当該ラミッドは道路や河川等、国が管理者として高度な技術や幅広い知見を有する分野を想定して作成。
一方、下水道のように国が管理者としての立場を有しておらず、技術の階層に差がないことから、水平連携による体制整備が進んでいる施設分野もあり。

社会資本のメンテナンス情報に関わる3つのミッションとその推進方策 概要

3つのミッション

- ・国や地方公共団体等は、今後、「現場のための正確な情報の把握・蓄積」「国民の理解と支援を得るための情報の見える化」「メンテナンスサイクルを着実に回すための情報の共有化」の、社会資本のメンテナンス情報に関わる3つのミッションを推進
- ・特に重要な情報については、施設の点検が一巡する最初の5年間に、国・都道府県・市町村等の全ての施設管理者が協力し確実に施策を実施

ミッション1：現場のための正確な情報の把握・蓄積

意義

○科学的かつ合理的なメンテナンスの実施 ○施設管理者による主体的かつ積極的なメンテナンスの実施

留意事項
・職員の負担、費用の増加への対応
・市町村等の人員不足への支援

①施設台帳等の確実な整備

- ・施設台帳等の整備・更新を確実に実施
- ・施設の点検結果、健全性の評価等の情報について施設台帳等に記録（標準書式の整備）

②点検結果等の記録の徹底

- ・点検結果等の正確な記録の徹底
- ・維持管理情報の充実・蓄積

③データ入力様式の標準化

- ・標準様式の作成など施設分野ごとにデータ入力の省力化・標準化を推進
- ・点検業者等による点検結果の入力等を推進

④社会資本情報の集約化・電子化

- ・維持管理に関する情報を集約しデータベースを作成、二次利用可能な形式で電子化

⑤社会資本情報プラットフォームの構築

・各分野のデータベースから必要な基本情報や維持管理情報を収集・集計整理し、横並びで閲覧・検索

ミッション2：国民の理解と支援を得るための情報の見える化

国民

意義

- 社会資本の現状・課題等の周知、国民の支持・支援
- 健全性が著しく低い施設、対応措置等の情報提供、事故・災害リスクの低減
- 施設の転用・統廃合・除却、費用負担等への理解・協力の促進
- 施設の適正利用の促進
- 施設点検等への自主参加の促進
- 行政の取組状況の確認、住民との信頼構築

留意事項

- ・テロや犯罪などを誘発する可能性のある情報の選別
- ・情報セキュリティ対策

情報公開・理解促進

①施設の健全性等の集計情報の公表

- ・健全性等の現状を施設分野ごとに公表
- ・国・地方公共団体等別にわかりやすく公表（点検実施率、健全性の評価別施設割合）
- ・要対策老朽施設化リスト など
- ・学術団体等による評価の取り組みへの協力

②個別施設の点検結果等の公表

- ・施設名、所在地、建設年度 など
- ・点検実施年度（最新）、健全性の評価 など

③インフラメンテナンス情報ポータルサイトの開設

- ・国、地方公共団体等の様々な情報を公表
- ・転用・統廃合・除却事例、劣化、崩落事例など

④地域住民との協働による点検等の実施

- ・地域住民等との協働による点検、美化活動等
- ・地域住民等からの提供情報の受取体制構築

国・地方公共団体等

意義

- 国や地方公共団体等の施設管理者
 - 維持管理レベルの確認（自己診断の実施）
 - 目標設定、達成状況確認
 - 職員等のスキルアップ
 - 危機意識を促す
- 指導的役割を担う国や都道府県
 - 点検状況等のモニタリング
 - 市町村への助言・指導
 - 戦略的マネジメントの推進
 - 市町村支援への活用

留意事項

- ・記載方法等の統一化
- ・システム間の連携 など

メンテナンスの確実な実施

- ①施設情報の階層化
 - ・国が全施設共有化すべき重要情報
 - ・施設管理者が取得すべき情報
- ②進捗状況・管理指標の共有
 - ・全国的な傾向・ベンチマーク分析
- ③最新の技術関連情報の共有
 - ・技術開発の状況
 - ・維持管理研修等の実施状況 など
- ④メンテナンスに関する会議の設置・活用
 - ・施設管理者がデータ共有・進捗管理
- ⑤施設の設計・施工等の情報との連携
 - ・新設時の情報との連携（CIMなど）

ミッション3：メンテナンスサイクルを着実に回すための情報の共有化

民間企業・大学等の研究機関

意義

- 効率的なメンテナンスの実現
- メンテナンス技術の高度化
- 民間主導による研究技術開発促進
- メンテナンス産業発展への貢献

研究・技術開発促進

⑥研究・技術開発と連携したデータの提供

- ・研究・技術開発に有用なデータ提供
- ・公開可能な情報のデータカタログを作成
- ・目的等の明確化、結果のフィードバック

⑦相談窓口の設置

- ・研究・技術開発に資するデータ提供に関する相談窓口を設置

留意事項
・データ流出への対応
・損害賠償への対応 など

※情報の共有にあたっては「一般向け」「施設管理者向け」「研究者向け」などアクセス対象者を設定

施策の実現に向け併せて実施すべき事項

- ①国・都道府県等による市町村支援の実施
- ②取り組み状況等の見える化
- ③インフラメンテナンス国民会議（仮称）の設置
- ④インフラメンテナンスに関する表彰制度の創設

公共施設等総合管理計画の策定状況

〈都道府県〉

ブロック	都道府県	計画の名称	策定年月	建築物施設に関する維持管理・更新費用 ※建築物施設には、一般的に庁舎、学校、公営住宅、公営施設等が含まれる。			インフラ施設に関する維持管理・更新費用 ※インフラ施設には、一般的に道路、河川管理施設、港湾空港施設、上下水道施設等が含まれる。				
				年平均	総額	算出期間	備考	年平均	総額	算出期間	備考
北海道	北海道	北海道インフラ長寿命化計画	H27.6								
	青森県	青森県公共施設等総合管理方針	H28.2								
	岩手県	岩手県公共施設等総合管理計画	H28.3	236億	7,070億	30年		504億	15,112億	30年	
	宮城県	宮城県公共施設等総合管理方針	H28.7	309億	12,394億	40年		347億	3,470億	10年	
	秋田県	あきた公共施設等総合管理計画	H28.3	219億	6,584億	30年		383億	11,502億	30年	
東北	山形県	山形県有財産総合管理(フアシリマネジメント)基本	H26.12	(110億)	(3,290億)	30年	県営住宅等一部施設を除く	(132億)	(3,949億)	30年	主要6施設のみ
	福島県	福島県公共施設等総合管理計画	H29.3	<120億>	2,400億	20年		<439億>	8,780億	20年	グラフから読み取り
	茨城県	茨城県公共施設等総合管理計画	H27.3	300億	18,000億	60年					
	栃木県	栃木県公共施設等総合管理基本方針	H28.12	200億	—	50年		150億	—	50年	
	群馬県	群馬県公共施設等総合管理基本方針	H28.3	(7.5億)	(224億)	30年	庁舎等のみ	(2.3億)	(90億)	40年	河川構造物のみ
関東	埼玉県	県有財産総合管理方針	H27.3	(586億)	(17,568億)	30年	公営企業施設を除く	510億	—	30年	公営企業施設を除く
	千葉県	千葉県公共施設等総合管理計画	H28.2	283億	—	30年		(35億)	橋梁1172億 河川管理施設300億 港湾施設274億	50年	橋梁・河川管理施設・港湾施設の維持管理費のみ
	東京都	都府施設等総合管理方針	H29.2					<3,434億>	79,000億	23年	
	神奈川県	神奈川県公共施設等総合管理計画	H29.3	330億	9,908億	30年		404億	12,146億	30年	公営企業施設を除く
	新潟県	新潟県公共施設等総合管理計画	H28.3								
北陸	富山県	富山県公共施設等総合管理方針	H28.2	201億	8,034億	40年		117億	4,700億	40年	
	石川県	石川県公共施設等総合管理計画	H29.3	(277億)	(8,315億)	30年	舗装、橋梁を含む	(277億)	(8,315億)	30年	橋梁、舗装に建物を加えた費用
	福井県	福井県公共施設等総合管理計画	H28.3	95億	2,860億	30年		(42億)	(1,250億)	30年	橋梁のみ
	山梨県	山梨県公共施設等総合管理計画	H27.12	157億	7,868億	50年		126億	6,300億	50年	
	長野県	長野県フアシリマネジメント基本計画	H29.3	350億	14,000億	40年					
関東	岐阜県	岐阜県公共施設等総合管理基本方針	H27.8	144億	3,451億	24年		183億	4,384億	24年	
	静岡県	ふじのくに 公共資産最適管理基本方針	H27.2	(188億)	(5,640億)	30年	県営住宅等一部施設を除く	500億	—	30年	
	愛知県	愛知県公共施設等総合管理計画	H27.3	383億	11,500億	30年		710億	21,300億	30年	
	三重県	みえ公共施設等総合管理基本方針	H27.3	229億	9,141億	40年					
	滋賀県	滋賀県公共施設等マネジメント基本方針	H28.3	(177億)	(5,300億)	30年	公営企業施設を除く	176億	5,290億	30年	公営企業施設を除く
近畿	京都府	京都府公共施設等管理方針	H29.3	<118億>	4,700億	40年		160億	6,700億	40年	
	大阪府	大阪府フアシリマネジメント基本方針	H27.11	440億	17,608億	40年					
	兵庫県	兵庫県公共施設等総合管理計画	H29.3	234億	10,000億	45年					
	奈良県	奈良県公共施設等総合管理計画	H28.3	200億	8,000億	40年					
	和歌山県	和歌山県公共施設等総合管理計画	H29.3	132億	3,969億	30年		144億	4,315億	30年	
中国	鳥取県	鳥取県公共施設等総合管理計画	H28.3	138億	5,533億	40年		147億	5,910億	40年	
	島根県	島根県公共施設等総合管理基本方針	H27.9	152億	4,410億	29年		(135億)	(3,905億)	29年	グラフから読み取り 道路、橋梁、上水・工業用水 道、下水道のみ
	岡山県	岡山県公共施設マネジメント方針	H29.3	111億	4,423億	40年		(46億)	(2,320億)	50年	橋梁のみ
	広島県	広島県公共施設等マネジメント方策	H26.12								
	山口県	山口県公共施設等マネジメント基本方針	H27.3	324億	8,757億	27年		373億	10,058億	27年	
四国	徳島県	徳島県公共施設等総合管理計画	H27.3	(64億)	(2,574億)	40年	庁舎等公用・公共施設のみ インフラ施設と合算 ※個別費用はグラフのみ掲載	(15億)	(736億)	40年	橋梁15m以上ののみ 建物施設と合算
	香川県	香川県公共施設等総合管理計画	H28.3	(420億)	(12,600億)	30年		(420億)	(12,600億)	30年	※個別費用はグラフのみ
	愛媛県	愛媛県公共施設等総合管理計画	H29.3								
	高知県	高知県公共施設等総合管理計画	H29.3	(166億)	(4,967億)	30年	更新(建替)費用のみ				
	福岡県	福岡県公共施設等総合管理計画	H29.3	(1,173億)	(58,640億)	50年	インフラ施設と合算	(1,173億)	(58,640億)	50年	建物施設と合算
九州	佐賀県	佐賀県フアシリマネジメント基本方針	H27.10	56億	1,678億	30年		95億	—	50年	
	長崎県	長崎県公共施設等総合管理基本方針	H27.12	97億	3,864億	40年		(26億)	—	50年	橋梁、トンネルのみ
	熊本県	経営戦略的地点に立った県有財産の総合的な管理に関する基本	H29.3	187億	5,610億	30年					
	大分県	大分県公共施設等総合管理指針	H27.7	95億	1,893億	20年					
	宮崎県	宮崎県公共施設等総合管理計画	H28.9	168億	6,725億	40年		149億	5,950億円	40年	
沖縄	鹿児島県	鹿児島県公共施設等総合管理計画	H27.3								
	沖縄県	沖縄県公共施設等総合管理計画	H28.12	326億	16,314億	50年		<450億>	22,512億円	50年	
全国年平均維持管理・更新費用			全国計年平均換算			全国計年平均換算			全国計年平均換算		
			26,408 億/年(建物)			10,230 億/年(建物)			16,178 億/年(インフラ)		

※() は一部施設のみ記載、ーは記載なし、<>は換算値、斜字はグラフ読み取り
種数/ターンに記載がある場合、長寿寿命化対策
等を実施した場合の最も低費用のものを掲載

※() は一部施設のみ記載、ーは記載なし、<>は換算値、斜字はグラフ読み取り
種数/ターンに記載がある場合、長寿寿命化対策
等を実施した場合の最も低費用のものを掲載

公共施設等総合管理計画の策定状況

〈政令市〉

ブロック	都道府県	計画の名称	策定年月	建物施設に関する維持管理・更新費用 ※建物施設には、一般的に庁舎、学校、公営住宅、公共施設等が含まれる。			インフラ施設に関する維持管理・更新費用 ※インフラ施設には、一般的に道路、河川管理施設、港湾空港施設、上下水道施設等が含まれる。		
				年平均	総額	算出期間	年平均	総額	算出期間
北海道	札幌市	札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針	H29.3	429億	-	30年			
	仙台市	仙台市公共施設総合マネジメントプラン	H26.3	(632億)	(31,590億)	50年	(632億)	(31,590億)	50年
東北	さいたま市	さいたま市公共施設マネジメント計画・第1次アクションプラン	H26.3	62億	-	37年	204億	-	37年
	千葉市	千葉市公共施設等総合管理計画	H27.5	<213億>	6,389億	30年	<296億>	8,871億	30年
	川崎市	かわさき資産マネジメントカルテ	H26.3	255億	-	20年			
	横浜市	横浜市公共施設管理基本方針	H27.3	<523億>	10,455億	20年	<375億>	7,495億	20年
関東	相模原市	相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方	H27.3	174億	-	30年	<81億>	4,050億	50年
	新潟市	新潟市財産経営推進計画	H27.7	180億	8,988億	50年	道路 67億 橋梁 53億 公園 16億 上水道 85億 下水道 123億	-	50年
北陸	新潟市	新潟市財産経営推進計画	H27.7	180億	8,988億	50年			
	静岡市	静岡市アセットマネジメント基本方針	H26.4	309億	9,260億	30年	(25億)	(1,250億)	50年
	浜松市	浜松市公共施設等総合管理計画	H28.3	181億	9,028億	50年	383億	19,647億	50年
	名古屋	名古屋アセットマネジメント基本方針	H21.3	<694億>	34,700億	50年	<330億>	16,500億	50年
中部	京都市	京都市公共施設マネジメント基本計画	H27.3	(295億)	(11,815億)	40年	<29億>	橋梁 2,000億 道路舗装 260億	100年 30年
	大阪市	大阪市公共施設マネジメント基本方針	H27.12	704億	-	30年	165億	-	30年
	堺市	堺市公共施設等総合管理計画	H28.8	266億	8,006億	30年			
	神戸市	神戸市公共施設等総合管理計画	H28.3						
近畿	京都市	京都市公共施設マネジメント基本計画	H27.3	(295億)	(11,815億)	40年	<29億>	橋梁 2,000億 道路舗装 260億	100年 30年
	大阪市	大阪市公共施設マネジメント基本方針	H27.12	704億	-	30年	165億	-	30年
中国	広島市	広島市公共施設等総合管理計画	H29.2	475億	18,982億	40年	<300億>	11,995億	40年
	北九州市	北九州市公共施設等総合管理計画	H28.2	(301億)	(12,040億)	40年	570億	22,800億	40年
九州	福岡市	福岡市アセットマネジメント基本方針	H20.9	600億	(17,840億)	30年			
	福岡市	福岡市アセットマネジメント基本方針	H20.9	600億	(17,840億)	30年			

全国年平均維持管理・更新費用
12,306 億/年(建物、インフラ)

政令市計年平均
7,032 億/年 (建物)

政令市計年平均換算
5,274 億/年 (インフラ)

※()は一部施設のみ記載、－は記載なし、<>は換算値、斜字はグラフ読み取り
複数バターンの記載がある場合、長寿命化対策
等を実施した場合の最も低費用のものを掲載

※()は一部施設のみ記載、－は記載なし、<>は換算値、斜字はグラフ読み取り
複数バターンの記載がある場合、長寿命化対策
等を実施した場合の最も低費用のものを掲載

今後の国民会議の取組について

- ベストプラクティスの全国的な普及に向けて、各フォーラム等における活動（地方フォーラム）を展開
- 地方フォーラム開催のための準備会を順次開催し、今後の方向性を議論

【近畿フォーラム 活動事例】

自治体の課題解決に向けた課題整理や技術紹介を実施

〈討議テーマ例〉

- ・橋梁点検車が使えない幅員の狭い橋梁における効率的な点検技術
- ・桁下空間に制約がある橋梁における効率的な点検技術
- ・圧送方式の下水管渠における効率的な点検技術
- ・化粧板等で覆われているコンクリート構造物の効率的な点検技術
- ・大口径のコンクリート下水管渠における効率的な点検技術
- ・道路法面における安定度評価（スクリーニング）を行うための効率的な点検技術



班別討議の様子

これまでの実施状況

- ・第1回 平成29年1月31日
- ・第2回 平成29年3月9日
- ・第3回 平成29年3月22日

・7月28日 討議テーマについてのピッチイベントを開催予定(156社が申し込み)

【中部フォーラム 活動事例】

自治体の課題を解決する技術紹介等を通じ、現場試行を実施

班別討議



メンター
(大学准教授)

自治体

ファシリテーター

参加企業

意向確認

(浜松市の意向)
1技術を試したい

現場試行



イメージ写真1

これまでの実施状況

- ・第1回 平成28年11月2日
- ・第2回 平成28年12月20日

〈フォーラムの活動の展開〉

	H29年度	H30年度
	上半期	下半期
国民会議	7/24 第1回 表彰式 H29 総会	理念普及に係るシンポジウム(2回程度) インフラメンテナンス対象受賞案件の広報、水平展開
自治体支援	6/2フォーラム in 郡山 ・革新的河川プロジェクト ・公共建築物のメンテナンス効率化技術	自治体の取組や工夫のデータベース化による水平展開 地方フォーラムの開催を通じて地方自治体への支援
革新的技術	7/19～第1回技術マラソン7行アワード	新たなテーマ、ピッチイベント等を通じて企業マッチング、現場試行等
市民参画	通帳、点検、補修への市民参画事例の水平展開	
海外市場展開	通帳、点検、補修への市民参画事例の水平展開	海外市場の情報共有や具体案件の戦略立案、調整
近畿	7/28ピッチイベント フォーラム、ピッチイベントの開催	
その他	各地方ブロックにおいてフォーラム準備会等を開催し、各ブロックでフォーラムを開催	
インフラメンテナンス大賞	H29秋 第2回 募集開始	

〈地方フォーラムの開催〉

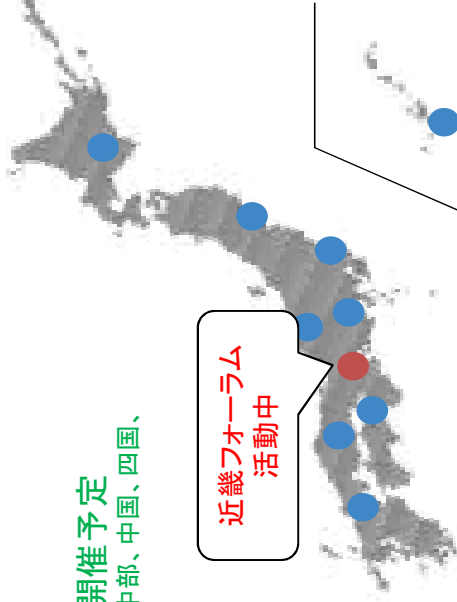
- ・地方フォーラムの設立・運営に関心のある会員をメルマガで呼びかけ
(5/30～)

⇒9ブロックで準備会を開催予定

(北海道、東北、関東、北陸、中部、中国、四国、九州、沖縄)

(準備会の開催状況や予定等の詳細は、会員メルマガにてお知らせ)

近畿フォーラム
活動中



地方フォーラムについて

地方フォーラム設立の背景

- インフラメンテナンス国民会議はH28.11に設立、技術開発における企業間連携や官民連携等が本格化
(※これまで地方の取組としても、近畿地方においてH28に近畿本部を設立)
- 今後、地方自治体が革新的な技術等の実装を進め、個別施設計画や公共施設等総合管理計画を着実に実施するためには、地方自治体や担い手が参加することのできる地方レベルでの取組を強力に展開していく必要
(※経済財政運営と改革の基本方針 2017:「インフラメンテナンス国民会議等を通じて、民間の活カ・ノウハウの活用推進や優良事例の全国展開等を図る。」、内閣府SIPにおいてH28地域実装支援チームを設立)
- 地方ブロック毎に、産学官民の技術や知恵を総動員するプラットフォームとなる地方フォーラムを設立

地方フォーラムの活動

- H29内に地方ブロック(地整等10ブロック)単位に設立
(※地域独自のカスタマイズは可能)
- 自治体の個別施設計画(H32まで策定予定)等の策定と実施、地域における技術開発や市民参画等の推進に向けた情報交換、ベストプラクティスの水平展開、取組のマッチング等

国民会議の目的

1. 革新的技術の発掘と社会実装
2. 企業等の連携の促進
3. 地方自治体への支援
4. インフラメンテナンスの理念の普及
5. インフラメンテナンスへの市民参画の推進

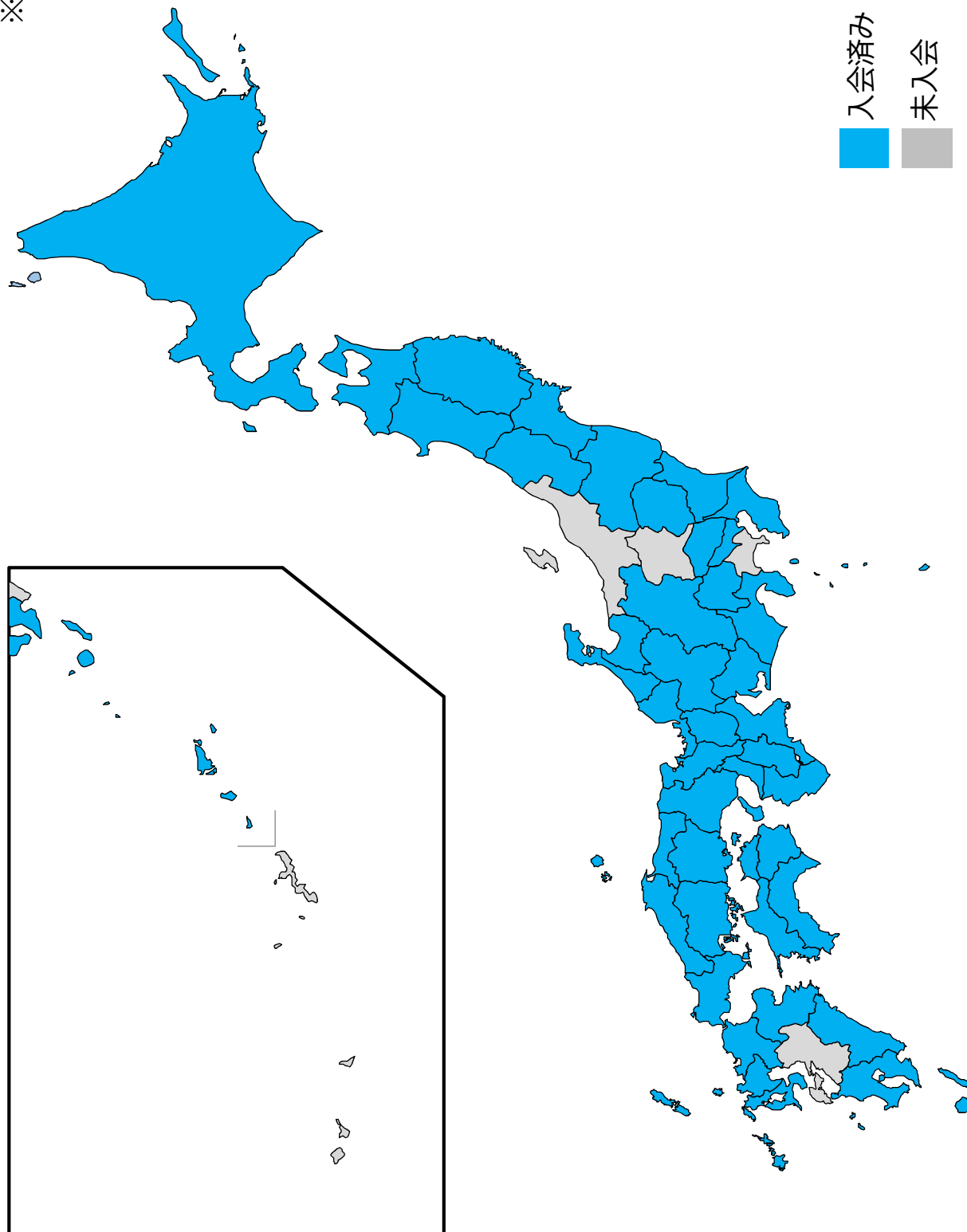
国民会議の概要

- ・ 産学官民の技術や知恵を総動員するプラットフォーム
- ・ H28.11.28設立
- ・ 会員680者
(H29.9.19現在)



インフラメンテナンス国民会議 行政会員（都道府県）

※2017.11.14時点



インフラメンテナンス国民会議 行政会員（市区町村）

※2017.11.14時点
(関東)

茨城県
坂東市
東海村

埼玉県
本庄市
春日部市

千葉県
千葉市
香取市

東京都
千代田区
港区
新宿区
墨田区
江東区
品川区
目黒区
大田区
中野区
北区
荒川区
板橋区
足立区
葛飾区
江戸川区

神奈川県
海老名市

長野県
坂城町

「一般社団法人 日本アセットマネジメント協会（JAAM）」について

○時代はメンテナンスサイクルからアセットマネジメントへ

老朽化したインフラだけがアセットマネジメントの対象ではありません。

計画段階、建設中、維持管理、更新、廃棄に至るインフラのライフサイクルにわたる効率的なマネジメントを展開するのがアセットマネジメントです。

特に、メンテナンスサイクルを通じ、予防保全段階（判定区分Ⅱ）と判定された構造物についてはアセットマネジメントによる PDCA の適用が効果的です。

アセットマネジメントは、インフラ・メンテナンスサイクル構築の発展型にほかなりません。

○ISO 55001 シリーズの誕生

2014 年 1 月に、アセットマネジメントシステムの国際規格 ISO 55000 シリーズが発行され、本年 8 月 25 日に、国土交通大臣及び経済産業大臣によって ISO 55000 シリーズに対応した JIS Q 55000 シリーズが制定。

○一般社団法人日本アセットマネジメント協会（JAAM）の設立

日本版アセットマネジメント理念の確立とその支援技術の開発・普及を目的とする一般社団法人日本アセットマネジメント協会（JAAM：Japan Association of Asset Management、会長 小林潔司 京都大学教授）が本年 5 月 19 日に設立。

○JAAM 会員の構成（平成 29 年 10 月 12 日現在）

JAAM 設立以来、すでに 100 を超える組織、個人が入会

法人正会員：40 組織、個人正会員：42 名 準会員（国、地方公共団体）：24 団体

○JAAM の主な活動

- ・最新のアセットマネジメントに関する情報提供→HP の開設、月 1 以上のメルマガ発行
- ・アセットマネジメントに関するセミナー、フォーラム等の教育研修事業
- ・アセットマネジメントに関する意見交換、調査・研究の場を創出
- ・ISO/TC251 の国際規格開発活動へ参画
- ・認定アセットマネージャー国際資格検定試験の実施（東京、名古屋、大阪で 12 月 17 日に実施）
- ・JAAM 会員組織が主催する研修会、勉強会、講演会、セミナーなどへの講師の派遣 等

○国、地方自治体の準会員としての JAAM 入会のメリット

- ・現在は、国、地方自治体は、入会費、年会費無料で入会できます。（民間法人は有料）
- ・地方自治体等が主催するアセットマネジメントに関する研修会などに、JAAM からアセットマネジメント、アセットマネジメントシステムに詳しい講師を派遣します。
- ・会員が自由に参加して、アセットマネジメントに関する最新の知識を習得したり情報を交換したりする場を提供していきます。
- ・すでに仙台市や愛知県は自ら ISO 55001 の認証を取得していますが、今後 ISO 55001 の取得を考えている組織にとって有益な知識、情報を提供していきます。
- ・公共調達にあたって、サービス提供者（外部委託先組織等）に ISO 55001 認証を要求する場合の利点と調達のノウハウ等を提供していきます。

問合せ先 一般社団法人 日本アセットマネジメント協会（JAAM）事務局

Email：inquiry@ja-am.or.jp, TEL：03-5418-5517

準会員の入会申し込みは JAAM ホームページから：<https://www.ja-am.or.jp>

第34回 (8月3日)	○基本計画の見直しについて ○脆弱性評価に用いるフローチャート分析手法について ○8つの事前に備えるべき目標について(たたき案) ○45の最悪の事態について(たたき案)
第35回 (9月6日)	○8つの事前に備えるべき目標について(草案) ○45の最悪の事態について(草案) ○脆弱性評価を進めるうえでのフローチャート作成の考え方について
第36回・第37回 (9月～11月)	○有識者からのヒアリング [・被災者の生活支援、健康管理 ・復興への備え ・ICTの災害対応活用 ・人材育成の推進 ・官民連携 ・「民」主導の強靱化の取り組み など] 並行して フローチャートを用いた脆弱性(予備)評価の検討【WG】
第38回 (12月)	○脆弱性(予備)評価の結果について ○重点化すべきプログラムの選定について ○基本計画の見直しにあたり特に配慮すべき事項について
第39回 (H30年2月)	○次期基本計画の主な推進項目について
第40回 (H30年3月)	○アクションプラン2018について(スケジュール、方針等) ○脆弱性評価指針について(素案タタキ)
第41回 (H30年4月頃)	○脆弱性評価の指針について(素案決定)

- (参考)
- ◆脆弱性評価の指針(国土強靱化推進本部決定)
 - ◆脆弱性評価の結果(国土強靱化推進本部報告)
 - ◆次期基本計画(閣議決定)
- H30年度以降

脆弱性（予備）評価を実施するための指針（素案）

1. 趣旨

- 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年12月法律第95号。以下「基本法」という。）に基づく「国土強靱化基本計画」（平成26年6月閣議決定。以下「基本計画」という。）は、国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うことと定めている。現行の基本計画は平成26年6月に策定され、平成29年度は、計画策定から4年目に差し掛かる時期に来ていることに鑑み、今年度より基本計画の見直し作業を本格化させることとしている。
- 基本計画の案の作成に関しては、基本法において、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、この結果に基づいて作成することと定められている。
- 今年度は、今後上記のような法的手続きに則って行う基本計画の見直しに先立ち、これまでの国土強靱化に関する取組を振り返るとともに、現状に関する概略・予備的な調査を行うために脆弱性（予備）評価を行うこととする。
- 脆弱性（予備）評価にあたっては、「起きてはならない最悪の事態」がどのようなプロセスで起こりうるのかを視覚的に「見える化」し、よりの確な課題認識を関係者間で共有することを可能とするため、フローチャート分析手法を用いて検討を進めることとしている。このため、関係府省庁の参画により、今年6月までに、15の重点プログラムについてフローチャート（第1案）を作成したところである。
- 今回の脆弱性（予備）評価においては、フローチャート（第1案）の作成の作成過程を踏まえて整理した「フローチャート作成の考え方」に沿って、45全ての「起きてはならない最悪の事態」についてフローチャート（第2案）を作成するとともに、これを用いて、関連施策を所管する府省庁において現状の評価を実施し、「起きてはならない最悪の事態」を回避する上での課題を明らかにする。
- 脆弱性（予備）評価と並行して、ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会（以下「懇談会」という。）等でも議論を進め、脆弱性（予備）評価結果や議論結果を基に、新たな基本計画の案について検討を行っていく予定である。

2. 脆弱性（予備）評価の前提となる事項

（１）国土強靱化の理念

現行の基本計画において掲げている理念については、現在においても変わるものではなく、引き続きこの理念をもって、国土強靱化を推進していく。

（２）想定するリスク

現行の基本計画では、首都直下地震、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があること、大規模自然災害が一度発生すれば、国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとして、当面は、大規模自然災害を想定することとしている。

今回の脆弱性（予備）評価については、現在も、首都直下地震、南海トラフ地震等の発生可能性や、大規模自然災害の被害の甚大さへの認識に変わりはないことから、引き続き、大規模自然災害をリスクとして想定し、評価を実施することとする。

（３）脆弱性（予備）評価を行う上での視点

現行の基本計画に定められた国土強靱化を推進する上での基本的な方針（別紙１）については、現在においても重要であると考えられる。また、平成27年３月に第３回防災世界会議において採択された「仙台防災枠組」（別紙２）についても、我が国の国土強靱化を推進する上で重要な視点を与えるものである。

今回の脆弱性（予備）評価は、これらを踏まえて実施することとする。

（４）施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされている（基本法第17条第４項）。

今回の脆弱性（予備）評価においては、個別施策分野は、以下の12分野とし、また、横断的分野は、以下の５分野とする。

（個別施策分野）

- 1) 行政機能／警察・消防／防災教育等
- 2) 住宅・都市
- 3) 保健医療・福祉
- 4) エネルギー
- 5) 金融
- 6) 情報通信
- 7) 産業構造
- 8) 交通・物流
- 9) 農林水産

（横断的分野）

- 1) リスクコミュニケーション
- 2) 人材育成
- 3) 官民連携
- 4) 老朽化対策
- 5) 研究開発

- 10) 国土保全
- 11) 環境
- 12) 土地利用（国土利用）

（５）目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされている（基本法第17条第3項）。

今回の脆弱性（予備）評価における起きてはならない最悪の事態に関しては、（別紙3）の8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げになるものとして（別紙4）の45の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

3. 脆弱性（予備）評価の実施項目

脆弱性（予備）評価は、以下の項目について実施する。

（１）フローチャート（第2案）の作成

「起きてはならない最悪の事態」ごとにフローチャート（第2案）を作成し、最悪の事態がどのようなプロセスで起こりうるかを「見える化」する。

（２）現行の基本計画に基づく施策の評価

各府省庁は、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、現行の基本計画に基づき実施されている施策について、施策の進捗状況や、起きてはならない最悪の事態に対する効果、当該事態の回避に向けた施策の達成水準の妥当性、現行の基本計画策定以降に発生した災害を踏まえた課題等を整理し、今後の対応に関する評価を行う。

（３）脆弱性の分析

各府省庁及び内閣官房は、現行の基本計画に基づき実施されている施策の進捗状況やフローチャートで「見える化」された施策相互の組み合わせ状況等を踏まえ、また、それら施策が施策の目標まで到達した状態を想定し、「起きてはならない最悪の事態」の回避に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策を導入するべきかについて分析・整理する。課題の分析・整理に当たっては、必要に応じ、事業のみならず制度面での課題や、他の主体（他府省庁、地方公共団体、民間事業者等）との連携、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めるものとする。

（４）脆弱性の総合的な評価

（１）～（３）の結果をもとに、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避（リスクの一部低減を含む。）するための施策群（以下「プログラム」という。）を整理し、各プログラムの達成度や進捗及びフローチャート分析の結果を踏まえつつ、プログラムごと、施策分野ごとに現状の脆弱性を総合的に分析・評価する。

4. 体制及びスケジュール

- 今回の脆弱性（予備）評価の実施に当たっては、政府一丸となり、府省庁の垣根を越えて取り組むこととする。具体的には、主な施策分野が類似する「起きてはならない最悪の事態」毎にワーキンググループ（以下「WG」という。）を設け、各WGには、WGを主催し、内閣官房とともにプログラム横断的な視点からの検討等を行う幹事府省を置き、各WGの関連施策を所管する府省庁がそれぞれ参画し、3. の手順に従い、懇談会とも連携して検討を進めることとする。
- 平成29年12月に、プログラムごとの脆弱性（予備）評価を、年度末までに、脆弱性（予備）評価結果全体をとりまとめることを目標とする。

国土強靱化地域計画の策定に向けた取り組み(予定を含む)を公表している都道府県

平成29年9月1日現在の状況

計画策定済み

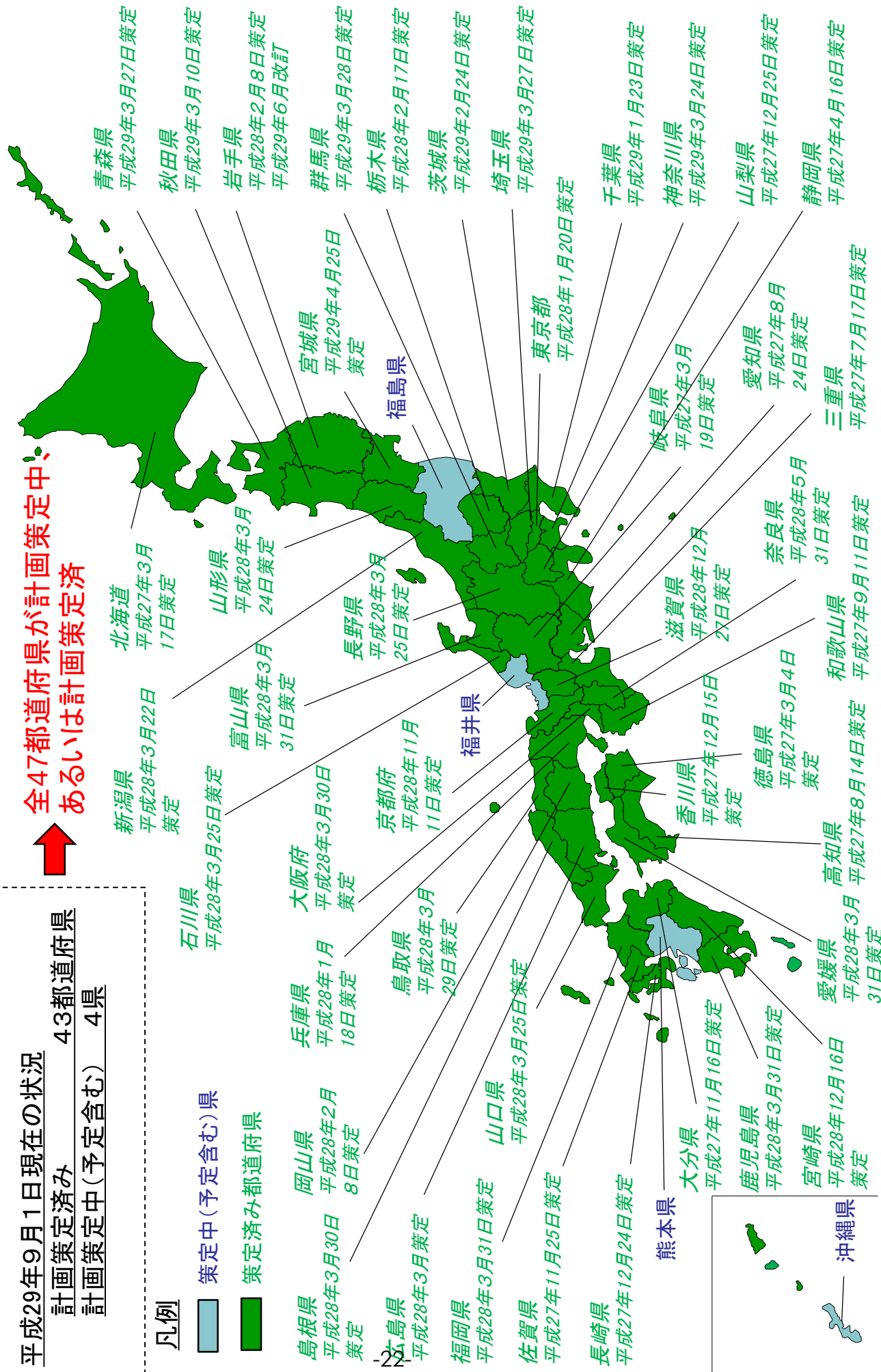
計画策定中(予定含む)

凡例

策定中(予定含む)県

策定済み都道府県

全47都道府県が計画策定中!
あるいは計画策定済



国土強靱化地域計画の策定に向けた取り組み(予定を含む)を公表している市区町村

平成29年9月1日現在

計画策定済み	44
計画策定中(予定含む)	40

都道府県	政令指定都市名	計画策定状況	
		策定済み	策定中 (予定含む)
北海道	札幌市	○ 平成28年1月	—
宮城県	仙台市		
埼玉県	さいたま市		
千葉県	千葉市		○
	横滨市		○
神奈川県	川崎市	○ 平成28年3月	—
	相模原市		
新潟県	新潟市	○ 平成27年3月	—
	静岡市		
静岡県	浜松市		
	名古屋	○ 平成28年3月	—
愛知県	京都市		○
京都府	大阪市	○ 平成28年6月	—
	堺市	○ 平成29年2月	—
大阪府	神戸市	○ 平成28年10月	—
	岡山市	○ 平成29年3月	—
広島県	広島市	○ 平成29年4月	—
	北九州市		○
福岡県	福岡市		
	熊本市		

都道府県	市区町村名	計画策定状況	
		策定済み	策定中 (予定含む)
北海道	釧路市		○
	美瑛町		○
青森県	むつ市	○ 平成27年10月	
	二戸市		○
岩手県	滝沢市		○
	男鹿市	○ 平成29年3月	
秋田県	宇都宮市	○ 平成29年3月	
	春日部市		○
千葉県	旭市	○ 平成27年3月	
	荒川区	○ 平成27年8月	
東京都	富山市	○ 平成29年3月	
	小松市	○ 平成28年7月	
石川県	白山市		○
	福井市		○
福井県	山梨市	○ 平成28年9月	
	大月市		○
山梨県	富士川町	○ 平成29年3月	
	道志村	○ 平成29年3月	
山梨県	富士河口湖町		○
	松本市	○ 平成27年5月	
長野県	飯田市		○
	伊那市	○ 平成29年3月	
長野県	駒ヶ根市	○ 平成29年3月	
	千曲市		○
長野県	東御市	○ 平成28年3月	

都道府県	市区町村名	計画策定状況	
		策定済み	策定中 (予定含む)
岐阜県	岐阜市		○
	羽島市		○
	海津市		○
	島田市		○
静岡県	焼津市	○ 平成29年5月	
	掛川市	○ 平成28年2月	
	小山町	○ 平成28年5月	
	豊橋市	○ 平成29年3月	
	豊川市		○
愛知県	田原市	○ 平成28年4月	
	南伊勢町	○ 平成27年10月	
三重県	東近江市	○ 平成28年3月	
滋賀県	泉佐野市		○
大阪府	芦屋市	○ 平成29年2月	
	和歌山市	○ 平成28年2月	
和歌山県	海南市		○
	御坊市	○ 平成29年2月	
	田辺市		○
	紀美野町		○
	湯浅町		○
	広川町	○ 平成27年7月	
	上富田町	○ 平成28年10月	
	那智勝浦町	○ 平成28年3月	
	太地町	○ 平成29年3月	
	古座川町	○ 平成29年3月	
	北山村	○ 平成28年5月	
	串本町		○

(※)6町1村が合同での地域計画を策定予定

都道府県	市区町村名	計画策定状況	
		策定済み	策定中 (予定含む)
鳥取県	鳥取市		○
	日吉津村(※)		○
	大山町(※)		○
	南部町(※)		○
	伯耆町(※)		○
	日南町(※)		○
	日野町(※)		○
島根県	江府町(※)		○
	松江市		○
	倉敷市		○
徳島県	牟岐町		○
	美波町	○ 平成28年8月	
	海陽町	○ 平成28年10月	
	板野町	○ 平成29年3月	
愛媛県	大洲市		○
高知県	高知市	○ 平成27年7月	
	佐川町		○
大分県	大分市	○ 平成28年12月	
鹿児島県	瀬戸内町		○

(1) 道路ネットワークの確保

〈実施方針〉

- 災害時の救助や物資供給に必要な広域的な道路ネットワークの整備促進を図るとともに、県内各地に迅速かつ確実に物資等を送ることができる県内道路網を構築する。

〈具体的な施策〉

ア. 高速道路ネットワーク等の整備

- 救助や物資供給を行うための“命の道”となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や2車線区間の4車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する。

指標		現状	目標	実施主体
高速道路の予定延長に対する (2車線供用区間を含む) 供用率		54% (H26)	89% (H35)	国
高速道路(近畿自動車道紀勢線 府県境～南紀田辺間、京奈和自動車道全線) の4車線での整備率		28% (H26)	66% (H33)	国 NEXCO 西日本
紀伊半島一周高速道路	田辺～すさみ間	工事施工中 (H26)	開通 (H27)	国
	那智勝浦道路	工事施工中 (H26)	開通 (H27)	国
	すさみ串本道路	測量調査中 (H26)	工事推進中 (H31)	国
	新宮紀宝道路	測量設計中 (H26)	工事推進中 (H31)	国
	串本～太地間	—	新規事業化	国
	新宮～熊野間(新宮 紀宝道路は除く)	—	新規事業化	国
	有田～南紀田辺 の4車線の整備	用地取得中 (H26)	工事推進中 (H31)	国
京奈和自動車道	紀北西道路	工事施工中 (H26)	開通 (H28)	国
国道26号	和歌山岬道路	工事施工中 (H26)	開通 (H28)	国
国道42号	有田海南道路	用地取得中 (H26)	工事推進中 (H31)	国
	冷水拡幅	工事施工中 (H26)	工事推進中 (H31)	国
	田辺西バイパス	部分供用 (H25) 工事施工中 (H26)	工事推進中 (H31)	国

指標		現状	目標	実施主体
国道169号	奥瀬道路（Ⅱ期）	工事施工中（H26）	開通（H27）	国
国道480号	鍋谷峠道路	工事施工中（H26）	開通（H28）	国
国道371号	新紀見トンネル	測量設計中（H26）	完成（H31）	県 大阪府
京奈和自動車道の第二阪和国道までの延伸		—	調査着手	
（仮称）京奈和関空連絡道路の整備		—	調査推進	
国道169号	奥瀬道路延伸部	—	調査着手	

イ. 幹線道路ネットワーク等の整備

- 助かる命を救うため、発災後72時間以内に救助・救援活動が展開できる道路ネットワークを整備する。
- 災害に強い道路ネットワークを確保するため、X軸ネットワーク道路や川筋ネットワーク道路などの幹線道路を重点的に整備してきたが、主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やそれを補完する道路を引き続き整備する。
- 集落間や他の道路と連絡する農林道を幹線道路の迂回路として活用できるよう、農林道の保全対策を一層促進する。

指標	現状	目標	実施主体
発災後72時間以内に救助活動等が展開できる道路ネットワーク整備	—	100%（H39）	国 県
代替性確保のための道路ネットワーク整備	57%（H26）	94%（H39）	国 県
川筋ネットワーク道路の整備	整備中	H29 概成	県
L＝15m以上の農道橋の耐震診断実施数	1橋（H25）	15橋・100%（H31）	市町村
人家や公共施設と連絡する重要な林道におけるL＝15m以上の林道橋の点検診断実施数	9橋（H25）	35橋・100%（H31）	市町村

社会資本情報プラットフォーム



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

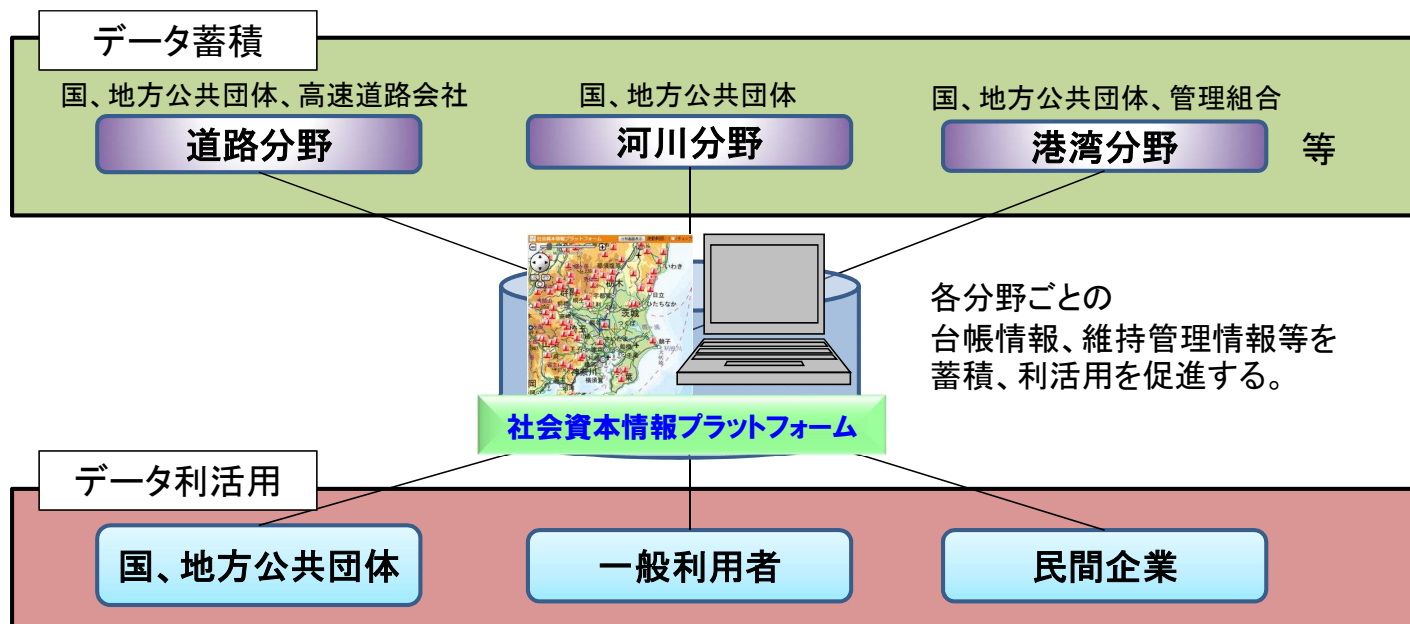
社会資本情報プラットフォームについて



国土交通省

- 平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とする新たな「国土交通省技術基本計画」において「社会資本情報プラットフォーム(※)」を位置づけ、国だけでなく、自治体のインフラ情報も蓄積し、情報の相互利用が可能な体制を構築することとしている。
- 社会資本情報プラットフォームについては平成29年3月に試行版を公開し、一般利用者等における利活用を開始している。

※「社会資本情報プラットフォーム」：国・自治体等の各分野のインフラ情報を蓄積し、情報の相互利用可能とするデータベース



社会資本情報プラットフォームの概念図

統計処理機能（施設数・建設年代数）

- 左タブの「施設の数を知る」から「施設別」「地域別」「建設年代別」の施設の検索結果が表示可能。
- 地域別・年代別を合わせた分析結果も表示可能。

社会資本情報プラットフォーム

文字サイズ 小 中 大

社会資本情報プラットフォームとは

施設の一覧を見る

施設の数を知る

施設の種類 道路 | トンネル

データ全体

地域別 施設数

建設年代別 施設数

建設年代別 施設数

地域別・建設年代別 施設数

施設の構成比を調べる

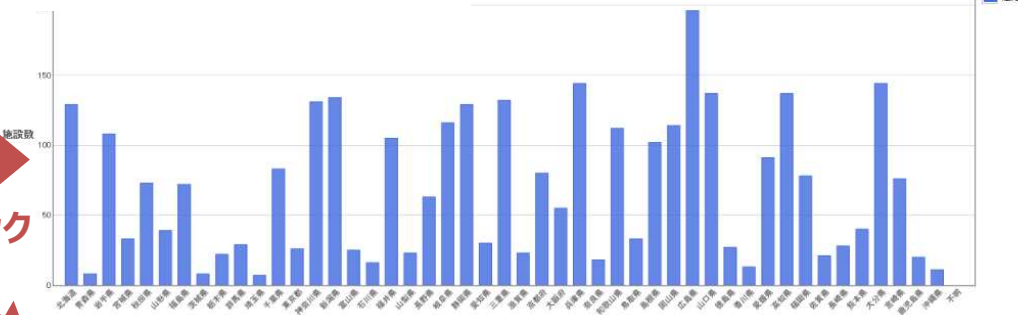
施設の配置を地図で見る

使い方

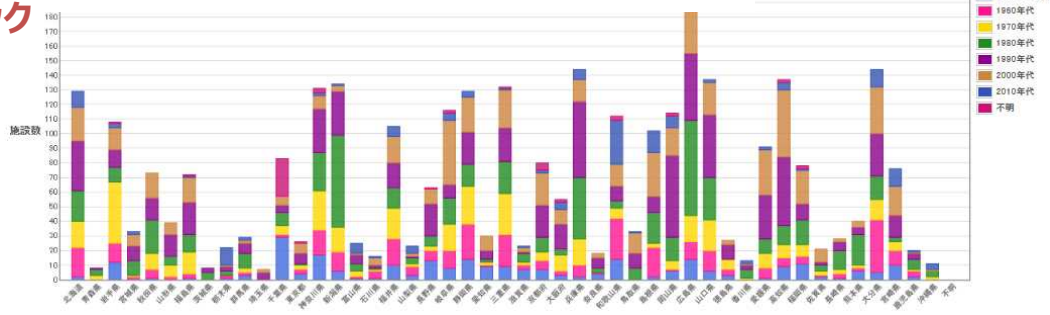
注意事項

データ更新履歴

例) トンネル 地域別施設数



例) トンネル 地域別・建設年代別 施設数



2

地図表示機能

- 左タブの「施設の配置を地図で見る」から地域別の施設の地図表示が可能。
- 施設一覧の表示後に「地図上で表示する」をクリックすることで指定した分野・施設の地図表示が可能。

社会資本情報プラットフォーム

トップ画面に戻る

※地図表示については緯度・経度情報が登録されている施設のみ表示します。

社会資本情報プラットフォームとは

施設の一覧を見る

施設の数を知る

施設の構成比を調べる

施設の配置を地図で見る

地域を選択

地図表示

使い方

注意事項

データ更新履歴(出典等)



-2-

3

- 左タブの「施設の一覧を見る」から「施設別」「地域別」「建設年代別」の施設一覧の結果が閲覧可能。
- 複数分野を選択することができ、分野横断的な検索が可能。
(例)「建設年次1980年～2000年」の「東京都」所在の「橋梁+ダム」等

社会資本情報プラットフォーム

トップ画面に戻る

社会資本情報プラットフォームとは

施設の一覧を見る

施設の種類(複数選択可)
公園
空港
航路標識

地域別 千葉県

建設年次1970 年以降 1980 年以前

データ全体 検索

施設の数調べる

施設の構成比調べる

施設の配置を地図で見る

使い方

注意事項

データ更新履歴(出典等)

施設一覧 航路標識 【データ全体】

条件にあった施設は35件です。

CSVファイル出力 印刷用画面

注意: CSVファイル出力は、単一の分野でのみ出力可能です。

分類	名称	管理者	所在地	建設年度
航路標識	大原港外北防波堤灯台	その他	千葉県いすみ市(大原港外北防波堤外端)	1977
航路標識	大原港東防波堤灯台	その他	千葉県いすみ市(大原港東防波堤外端)	1976
航路標識	千葉港五井防波堤灯台	その他	千葉県千葉港千葉区(五井防波堤外端)	1977
航路標識	千葉港中袖地先灯浮標	その他	千葉県千葉港千葉区(袖ヶ浦東京ガスシーバース灯の東北東方約1.0キロメートル)	1978
航路標識	蘆洲沖C灯浮標	その他	千葉県千葉港千葉区(袖ヶ浦東京ガスシーバース灯の西南西方約1.9キロメートル)	1974
航路標識	千葉港南袖ヶ浦第二号灯標	その他	千葉県千葉港千葉区(袖ヶ浦東京ガスシーバース灯の西南西方約14.0メートル)	1979
航路標識	千葉港口第八号灯標	その他	千葉県千葉港外港(千葉灯標の西南西方約3.0キロメートル)	1972
航路標識	千葉港口第四号灯標	その他	千葉県千葉港外港(千葉灯標の西南西方約6.8キロメートル)	1972
航路標識	千葉港口第三号灯標	その他	千葉県千葉港外港(千葉灯標の西南西方約6.9キロメートル)	1972
航路標識	千葉港口第二号灯標	その他	千葉県千葉港外港(千葉灯標の西南西方約8.9キロメートル)	1974
航路標識	千葉港口第一号灯標	その他	千葉県千葉港外港(千葉灯標の西南西方約9.0キロメートル)	1974
航路標識	千葉港口第七号灯標	その他	千葉県千葉港外港(千葉灯標の西方約3.2キロメートル)	1972
航路標識	船橋第一号灯浮標	その他	千葉県千葉港外港(浦安沖灯標の東南東方約8.2キロメートル)	1974
航路標識	船橋第二号灯浮標	その他	千葉県千葉港外港(浦安沖灯標の東南東方約8.8キロメートル)	1974
航路標識	千倉港東防波堤灯台	その他	千葉県南房総市(千倉港東防波堤外端)	1973
航路標識	和田港南防波堤灯台	その他	千葉県南房総市(和田港南防波堤外端)	1974
航路標識	木更津港内第一号灯浮標	その他	千葉県木更津港(木更津港防波堤西灯台の東南東方約1.5キロメートル)	1976
航路標識	木更津港内第三号灯浮標	その他	千葉県木更津港(木更津港防波堤西灯台の東方約2.6キロメートル)	1980
航路標識	木更津港内第五号灯浮標	その他	千葉県木更津港(木更津港防波堤西灯台の東方約3.5キロメートル)	1976
航路標識	木更津港口第一号灯標	その他	千葉県木更津港(木更津港防波堤西灯台の西北西方約6.0キロメートル)	1974

最初へ 前へ 次へ 最後へ 35件中1件～20件を表示

地図上で表示する

社会資本情報プラットフォームの進捗状況

- ・「○」:入力済
- ・「×」:未入力
- ・「-」:対象無
- ・ 社会資本情報プラットフォームへ登録済みのデータ
- ・ 平成29年度末までに登録を予定しているデータ

分野名	項目								
	直轄施設	地公体施設	その他施設	座 標	都道府県名	市町村名	建設年度	諸 元	点検記録
道路分野 (橋梁、トンネル等)	○	○	NEXCO等	×	○	○	○	○	○
河川構造物	○	×	-	×	○	○	○	○	×→○
ダム	○	○	水資源機構	○	○	×	○	○	×→○
砂防	○	×	-	×	○	○	○	○	点検実施年度 点検手法
下水道 (管路)	-	○	-	×	○	○	○	○	×→○
海岸	○	○	-	×	○	○	○	○	×
港湾分野 (係留施設)	○	○	管理組合	×	○	×	○	○	○
公園	○	○	-	○	○	○	○	○	遊具点検有無 最新点検年
空港	○	○	民間会社	×→○	○	○	○	○	×
航路標識	○	-	-	○	○	○ or港湾名	○	○	×→○
自動車道	-	-	民間会社 地方公社	×	○	○	○	○	×
官庁施設	○	-	-	○	○	○	○	○	×

- ➡
- ・平成29年度登録予定の赤着色欄のデータを入力 ⇒直轄施設とその点検記録を概ね網羅
 - ・座標データについては、入力・確認済のものから順次取り入れる
 - ・地方公共団体のデータについて、登録をお願いします